

● 「新規性がない場合」の拒絶理由通知書の内容

拒絶理由通知の例（新規性なし）（6-1）

	発送番号 ○○○○ 発送日 平成23年1月5日
拒絶理由通知書	
特許出願の番号 起案日 特許庁審査官 特許出願人代理人 適用条文	特願2011-123456 平成23年1月1日 ○○ ○○ 高橋 政治 様 第29条第1項
<p>この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出してください。</p>	
理由	第29条第1項は、「新規性」について規定している条文です。
<p>この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明であるから、特許法第29条第1項第3号に該当し、特許を受けることができない。</p>	
記（引用文献等については引用文献等一覧参照）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求項1、2 ・ 引用文献1 ・ 備考 	第29条第1項第3号は、「文献公知等についての新規性」について規定している条文です。
<p>引用文献1には、請求項1に係る……の製造方法が記載されている。そして、引用文献1の[0005]段落には、請求項2に相当する……という製造方法について記載されている。そうすると、請求項1、2に係る発明と引用文献1に記載された発明との間に差異がない。</p>	
なぜ新規性がないと判断するか理由が示されています。	

拒絶理由通知の例（新規性なし）【前ページのつづき】

引用文献等一覧	
1.特開平○○-○○○○○○号公報 2.特開○○○○-○○○○○○号公報	引用文献が具体的に示されます。
先行技術文献調査結果の記録	
<p>この先行技術文献調査結果の記録は拒絶理由を構成するものではありません。</p>	
調査した分野 先行技術文献	IPC A01D1/00-7/30 IPC B01C1/00-11/00 特開昭61-000001号公報 特開2000-123456号公報 特開平10-456789号公報
<p>この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ、または面談のご要望がございましたら下記までご連絡下さい。</p>	
特許審査第○部 ○○○○（審査官名） TEL.03(3581)1101 内線○○○○ FAX.03(○○○○)○○○○	
拒絶理由の内容で不明点があれば、審査を行った審査官に、電話等で直接問い合わせることもできます。また、面談を行うこともできます。	